

介護予防認知症対応型生活介護・認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者グループホーム つつじ 重要事項説明書

1、事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5285-2532

担当 管理者 中村 慎一

☆ ご不明な点はお問い合わせ下さい。

☆ 相談がある場合は、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

2、施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類

種類 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

施設名称 グループホーム つつじ

所在地 東京都新宿区新宿七丁目3番31号

介護保険事業者番号 東京都 1390400123

(2) 人員配置基準（2ユニット、定員18名）

職種	配置数	備考
管理者	1	介護職員兼務
計画作成担当者	1以上	1名は介護支援専門員 介護職員兼務
介護職員	17	計画作成担当者・管理者兼務

※医療・福祉関係の資格を有さない介護職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じます。

(3) 設備の概要

- ① 居室の数 : 定員18名、全室個室
- ② ユニットの数 : 2カ所
- ③ トイレの数 : ユニット毎に3カ所
- ④ 浴室 : ユニット毎に1カ所
- ⑤ リビング : ユニット毎に1カ所（食事の場所、居間、台所兼）

3、サービス内容

(1) 介護保険給付対象サービス

以下の事項は介護サービス費について、介護保険負担割合証に記載された割合をご負担して頂きます。介護度によって料金が異なります。介護サービス費は【別紙】のとおりです。

① サービスの計画書作成

計画作成担当者が、ご利用者の生活の解決すべき課題を把握し、ご利用者の意向を踏まえたうえで作成します。

② 入浴

週に2回以上、入浴して頂けます。体調等により、清拭や部分浴となる場合があります。お身体の状態に合わせ、他事業所にある特殊浴もご利用頂ける場合があります。

③ 食事

ご利用者と職員が、食材の購入から調理、後片付けまで一緒に行います。食材費は別途、【別紙】のとおりご負担頂きます。食事の時間は以下のとおりです。

朝食 8：00～10：00

昼食 12：30～14：00

夕食 18：00～19：30

④ 排泄

ご利用者お一人お一人に合わせた援助を行います。

⑤ 健康管理

医師、看護師がご利用者の健康管理を行います。

⑥ 口腔衛生管理体制の確保

利用者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

⑦ 衣類の洗濯

洗濯は、施設内で行います。但し、紛失を避けるため、衣類等には名前つけをお願いします。クリーニング業者が必要な衣類につきましては別途ご相談ください。

⑧ 介護保険関連情報等の活用

当事業所はサービス提供に当たり、介護保険法第118条2第1項に規定する介護保険関連情報等を活用し、施設単位でのPDCAサイクルを構築・推進する事により、提供するサービスの向上に努めます。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提供し、当該情報及びフィードバック情報を活用します。

⑨ 要支援、要介護認定の申請にかかる援助

ご利用者の要支援、要介護認定の申請が円滑に行えるよう援助します。また、ご希望があればホームが代行させて頂きます。

⑩ 退居時の援助

ご利用者と事業者との契約が終了し、退所される際には、その後の生活が円滑にできるよう必要な援助をします。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下の事項は、[別紙]に定める料金もしくは実費相当にて、ご負担頂きます。

- ① 飲食物費
- ② 光熱水費
- ③ 家賃
- ④ コピー代
- ⑤ 趣味活動等の材料費
- ⑥ レクリエーション材料費
- ⑦ おむつ代
- ⑧ 理美容代
- ⑨ 健康管理費 *インフルエンザ予防接種等にかかる費用
- ⑩ 行政手続き等にかかる交通費（往復）
- ⑪ その他、日常生活において通常必要になる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用

(3) 当ホームのサービスの特徴

① 社会福祉法人マザアスの基本理念

「社会福祉法人マザアス」は、わが国における高齢者福祉の分野において、地域社会の福祉を推進することを目的に設立されました。

マザアスは母 (Mother) のような愛と大地 (Earth) のような堅固さと包容力を持ち、古来黄金律として知られた「何事でも人々からしてほしいと望むことは、人々にもそのとおりにせよ」を基本概念としてあげています。この理念に基づいて、高齢者の福祉ニーズの充実を図りつつ、利用者の自立を助け、生きる価値の追求による自己実現を促します。こうして福祉の働きを通して、人間存在の尊厳を認め合い、自己も他者も相互に尊重され、温かく生きた人間関係に基づく、共に生きる社会の創造を目指しています。

② ホームづくり

小規模特別養護老人ホーム、ショートステイと小規模多機能ホームが併設されている

という特徴を生かしながら、職員だけではなくご利用者、ご家族と地域の皆様の支援を得ながら、一体となって温かいホームづくりに励みます。

③ 身体拘束等の行動制限について

必要以上に身体活動に制限を加えると、身体だけでなく心の活動も制限してしまいますので、できるだけ制限をしないで、ご利用者がのびのびと生活できる環境にします。

また、身体拘束については、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急その他やむを得ない場合を除いて、身体拘束等の行動制限は行わないものとし、当然、体罰や虐待等の行為も致しません。

④ 夜間及び深夜の時間帯

夜間及び深夜の時間帯は午後9時～翌午前7時とし、その時間帯は防犯上の観点からも出入り口を施錠致します。

4、利用料金の支払い方法

当月にかかったご利用料金の総額は、翌月26日までに口座振替の方法でお支払いください。

* ご利用料金は、暦月によって、ご利用料金の合計額を翌月に毎月お支払ください。尚、ご利用期間が1カ月に満たない期間を利用した場合は、日割り計算にて算出いたします。

5、利用にあたっての留意事項

(1) 面会

午前9時～午後8時まで

* 時間外の面会は、事前にお電話等にてご相談ください。

(2) 外出・外泊

体調など、ご利用者の様子に異常がなければ問題ありません。

* 事前にご連絡をお願いします。また、施設の所定の用紙に必要事項を記入の上ご提出ください。

(3) 飲酒

ご希望がある場合は配慮いたします。

(4) 喫煙

ご利用者、職員の健康保持の観点から、全館禁煙となっております。

喫煙をご希望の場合は、職員にご相談下さい。

(5) 設備・器具の利用

所定の方法に従ってご利用いただけます。尚、状況により利用を中止、又は制限させていただく場合がございます。

(6) 信仰・政治

信仰や思想の自由を尊重いたします。ただし、積極的な布教活動や政治活動等は、自粛していただく場合がございます。

(7) 営利活動

全面的に禁止させていただいております。

(8) ペット

基本的にペットの持ち込みはお断りしております。

(9) 家具等のお持ち込み

居室には据え付けのタンスが設置されていますが、居室に入るものであればなじみの物

をお持ちください。

* ベッドは介助ベッドをご用意しておりますのでお持ち込みはできません。

なお、ベッドではなく、布団をご希望の方は、職員にご相談下さい。

6、個人情報の保護

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後ににおいても第三者に対して秘匿します。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、職員ではなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

7、身体拘束等の行動制限

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、以下のような身体拘束等の行動制限は行いません。

- ・車イスやベッド等に腕や四肢を縛る
- ・上肢を縛る
- ・ミトン型の手袋を付ける
- ・腰ベルトやY字型抑制帯を付ける
- ・介護衣（ツナギ）を着せる
- ・車イステーブルを付ける
- ・ベッドサイドレールを4本付ける
- ・居室の外から施錠する
- ・向精神薬を過度に使用する

- (2) 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化を図るための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

8、虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための定期的な職員に対する研修を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

9、緊急時の対応方法

- (1) 身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでも職員の対応を求めることがあります。
- (2) 職員は利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。
- (3) 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行います。また、可能な限り速やかに身元保証人等にも連絡いたします。

10、非常災害対策

- (1) 事業者は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けております。
- (2) 事業者は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施します。
- (3) 事業者の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置しております。
- (4) 備蓄食料品は、東京都の指導により3日分用意しております。

11、感染症対策

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月1回開催します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12、感染症や自然災害時の業務継続計画

感染症や自然災害の発生時において、サービス提供が継続できるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。また、感染症や非常災害を想定した訓練や研修を行います。

13、地域との連携

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を提供するにあたり、ご利用者、ご家族、事業所が所在する自治体の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という）を設置します。また、概ね2か月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

- (1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るように努めます。
- (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関するご利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村が実施する事業に協力するように努めます。

1.5、ハラスメント対策に関する事項

事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背後とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えてたものにより就業環境が害される事を防止するための指針を明確化する等、必要な措置を講じます。

また、利用者及び家族等が、職員に対して以下のような行為をされる事はカスタマーハラスメントとなり「契約を継続しがたいほどの背信行為」に繋がります。職員を傷つけ、サービス提供を不可能にするものですので、お止め下さい。

- (1) 体を触る、卑猥な言葉をかけるなどの性的に不快にさせる行為
- (2) 物を投げつける、殴る、叩くなどの暴力行為
- (3) 「頭が悪い。」「程度が低い。」などと侮辱する言葉、「男なのに。」「女なのに。」などと差別する言葉をかける行為
- (4) 威圧して従わせる、精神的圧迫をして恐れを抱かせるなど、働きにくくする行為
- (5) 利用契約、ケアプランの内容を超えた過剰なケアサービスを要求する事
- (6) ご意見、お申し入れに対して法人から相当程度の合理的説明をしているにもかかわらず、ご納得いただけず更に説明を要求する事
- (7) 利用契約、ケアプランとは全く無関係な便宜供与の要求をする事

介護保険サービスは、ご利用料と限りある介護保険料からなる支え合いの制度です。適切にご利用いただけないと、契約解除の可能性がありますので、上記のような行為は厳にお控え下さい、ご理解ご協力をお願いします。

1.6、サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当ホームの苦情対応

担当 管理者 中村 慎一 電話 03-5285-2532 (直通)

- (2) 当法人新宿事業所の苦情解決責任者

担当 施設長 松澤 雅子 電話 03-5285-2530 (代表)

- (3) 第三者委員

医療法人社団良仁会 グループホームかりーの 施設長 石渡康子

電話 03-3819-5564

新宿区若松町地区民生・児童委員協議会 会長 鮎澤 信子

戸山ハイツ南地区自治会 会長 河原田 安哲

- (4) 新宿区の苦情窓口

介護保険課 電話 03-3209-1111 (代表)

- (5) その他の窓口

東京都国民健康保険団体連合会

電話 03-6238-0177 (専用電話)

東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

電話 03-5283-7020 (専用電話)

17、法人概要

名 称 社会福祉法人マザース

代 表 者 衣川 輝夫

本部所在地 東京都東久留米市冰川台二丁目5番7号

○定款の目的に定めた事業

1. 介護老人福祉施設
2. 地域密着型介護老人福祉施設
3. (介護予防) 短期入所生活介護
4. (介護予防) 訪問介護
5. (介護予防) 通所介護
6. (介護予防)
認知症対応型共同生活介護
7. (介護予防)
小規模多機能居宅介護
8. 居宅介護支援事業
9. その他これに付随する事業

○施設拠点

- ・特別養護老人ホーム 2ヶ所
- ・地域密着型ユニット型特別養護老人ホーム 1ヶ所
- ・短期入所生活介護 3ヵ所
- ・訪問介護(介護予防訪問介護) 2ヶ所
- ・通所介護(介護予防通所介護) 3ヵ所
- ・地域密着型通所介護(介護予防地域密着型通所介護) 2ヶ所
- ・認知症対応型共同生活介護 5ヶ所
- ・地域包括支援センター 2ヶ所
- ・居宅介護支援事業所 2ヶ所
- ・小規模多機能型居宅介護 3ヶ所

認知症高齢者グループホーム つつじの利用にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

事業者 【事業者名】 社会福祉法人マザース 【事業者番号】 1390400123
認知症高齢者グループホーム つつじ
【住所】 東京都新宿区新宿七丁目 3 番 31 号
【説明者】 

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症高齢者グループホーム つつじについての重要な事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 【住所】
【氏名】 

身元保証人 【住所】
【氏名】 